

島根県収入証紙廃止による納付方法の変更のご案内

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します。

証紙の**販売**は
令和8年3月末まで

証紙の**使用**は
令和8年9月末まで

未使用の収入証紙の
還付は
令和13年3月末まで

購入後、使用しなかった収入証紙は…

令和8年4月1日以降、未使用の収入証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続については、今後県のホームページ等でお知らせします。

収入証紙に代わる納付方法について

令和8年4月からは、次のいずれかにより納付をお願いします。

1. オンラインでの納付



しまね電子申請サービスを利用して、オンラインでの納付手続きが可能となります。

・クレジットカード（VISA、Master、American Express、JCB、Diners Club）

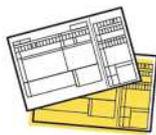
・Pay-easy（ペイジー）（インターネットバンキング、Pay-easy 対応 ATM）

※ペイジー対応 ATM で納付する場合の決済上限額：

現金 100,000 円、キャッシュカード 999,999 円

・PayPay

2. 納入通知書での納付



県から交付を受けた納入通知書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。

※1 コンビニで納付する場合の決済上限額：300,000 円

※2 納付の確認に5営業日程度お時間をいただきます。

都市計画法の開発許可制度に係る申請・届出の詳細についてはこちら

URL: https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/keikaku/kaihatsu_kyoka/



お問い合わせ先

島根県土木部都市計画課景観係

電話：0852-22-6143 E-mail: toshikei@pref.shimane.lg.jp

島根県収入証紙の廃止についてはこちら

島根県収入証紙廃止

検索

